

VII Q & A

Q 1 防犯カメラの一定の要件とはどのようなものですか？

防犯カメラは、特定の場所に常設し、常時撮影及び録画する必要があることから、次の要件を満たしていただく必要があります。

機器選定の際に、防犯カメラ取扱業者に確認してください。

	区分	仕様
撮影機能	有効画素数	200万画素以上
	作動時間等	1日24時間であり、夜間も人物等が特定できる撮影ができること（動体検知も可）。 （赤外線照射機能付きカメラ又は被写体照度0.5ルクス以上の性能を持つカメラを推奨します。それ以外の場合、夜間でも人物が特定できる根拠となる書類が必要となりますので、事前に相談してください。）
録画機能	録画可能時間	7日間以上 （動体検知の場合は7日分以上）
	1秒間の記録間隔	4コマ以上
	記録画像サイズ	1,920×1,080画素以上
	記録媒体	画像記録媒体を備えること。外部記録媒体に画像が複写できること。

Q 2 撮影する範囲などに決まりはありますか？

防犯カメラの設置に当たっては、住宅などの私的な空間や不必要な個人の画像が撮影されないよう、撮影範囲を必要最小限にする必要があります。

その際には、カメラの角度調節やマスキング（ぼやかし）機能を使うなど、住宅などの私的な空間や不必要な個人の画像ができるだけ撮影されないようにしましょう。

撮影範囲に住宅や店舗等が入る場合には、その住宅、店舗等にその旨を事前に説明し、同意を得ておく必要があります。

Q 3 防犯カメラを設置するに当たって、所有者等の同意のほかに、どのような手続が必要ですか？

防犯カメラを設置する場所の土地所有者等の同意のほか、撮影範囲に含まれる周辺住民への説明や配慮（民家等を撮影することがないように、マスキングを行う等）などが必要です。

公園等の施設に設置する場合には、施設管理者と協議の上、施設への設置許可を得ていただく必要があります（施設管理運営上支障がない場合に限り許可されます。）。

また、道路上の設備（街路灯など）に設置する場合には、その設備管理者と協議の上、道路占用許可や道路使用許可を取得する必要があります（設備管理運営上支障がない場合に限り許可されます。）。

設置場所により条件や制約が異なりますので、詳しい手続については、各管理者へお問い合わせください（問合せ先一覧の30、31ページを参照してください。）。

Q 4 防犯カメラの設置について、なぜ、団体の総会などで話し合わなければならないのですか？

防犯カメラは、犯罪の防止に役立つ一方、特定の場所における不特定多数の個人の行動を撮影・記録するものであるため、地域の住民の方への配慮や個人のプライバシーに対する配慮が必要です。

防犯カメラを設置したことにより、後々、地域でプライバシー等にかかるトラブルが発生しないよう、総会などで地域の住民の方々の合意を形成していただいた上で設置することが必要となります。

Q 5 防犯カメラの管理運用規程はなぜ必要なのですか？

撮影された画像を、誰もが見たり、自由に取り出せるのでは、プライバシーを侵害するおそれがあります。

このため、管理運用責任者、操作取扱者を指定して、目的・必要性等を踏まえた上で、適切な管理運用を行う必要があります。

このように、防犯カメラを適切に管理運用するためには、一定の基準を定め、関係者が共通の認識を持つことが必要です。

Q 6 防犯カメラの設置がプライバシーの侵害では？と問合せや苦情等を受けた時はどうすればよいですか？

防犯カメラ設置者として、適切かつ迅速に対応していただく必要があります。

その内容が設置目的や管理運用規程に照らして適正かどうか判断した上で、問題ないと判断した場合には、地域住民の話し合いで必要と判断して設置したこと、撮影場所等については警察とも協議していること、プライバシーの侵害とならないよう、防犯カメラの設置の表示や管理運用規程を定めていることなどを説明し、理解を求める必要があります。

対応に困った場合には、市民局市民安全推進課に御相談ください。

Q 7 設置の際に気を付けることはありますか？

設置に際しては、設置を効果的なものとするために、あらかじめ設置しようとする位置や方向について、各警察署生活安全課に相談に行き、アドバイスを受けてください。

防犯カメラは設置したら終わりではありません。その後、記録媒体の交換や動作確認等の定期的なメンテナンスのほかにも、災害等による撮影角度の修正、依頼に基づくデータ抽出などにも対応する必要があります。

簡単なメンテナンスは自分達で行えるような場所への設置や機種を選ぶなど、その後の維持管理も考慮した設置場所・カメラの機種の選定が重要です。

また、設置だけではなく、撤去時の原状復旧も考慮して検討してください。

Q 8 設置した後の維持管理費用にはどのようなものがありますか？

電気代（1台につき年間4～5千円程度（定額電灯契約の場合））の支払が必要のほか、定期的なメンテナンスや消耗品の交換、データ抽出、故障時の修理費用も必要となります。設置場所、機種の様、定期点検やメンテナンス、データ抽出方法等により、維持管理費用が異なります。

事前に防犯カメラ取扱業者に確認しておいてください。

Q 9 防犯カメラの設置を示す看板を設置する際に気を付けることはありますか？

防犯カメラの設置を示す看板は、あらかじめ防犯カメラが設置されていることを周知するとともに、犯行を抑止する効果も高めるものです。防犯カメラの設置場所付近の見やすい場所に設置してください（必ず所有者等の同意を得てください。）。

また、防犯カメラの運用期間中に看板の表示内容が消失することがないように、耐用性のあるものにしてください（例えば、テープ等で作成した簡易的な表示にした場合、テープ等が風雨の影響や経年劣化により剥がれ落ちるおそれがあります。）。

なお、看板には、「防犯カメラ作動中」、「設置者の名称」、「広島市地域防犯カメラ設置補助事業」を明記し、サイズは60cm×20cm程度で作成してください（管理運用要領の第3条及び別表を参照してください。）。

Q 10 防犯カメラの業者を教えてください。また、防犯カメラ等の価格が知りたい。

過去に本制度を利用して設置した団体が依頼した業者（実績業者）の一覧を各区役所地域起こし推進課及び市民安全推進課で閲覧することができます。

価格については、複数の業者へ見積りをしたり、インターネットや店頭で調べたりして、比較してください。

（業者によっては、本制度の補助金を見込んで相場より高い金額設定をすることも考えられます。）

Q 11 電気について

民有地や公園に設置する場合などにおいて、同一敷地（柱）内に既に電気需給契約を締結している場合には、原則として既電気需給契約と防犯カメラの需給契約を分けて契約することはできません。詳しくは防犯カメラ取扱業者にお問い合わせください。

Q 12 防犯活動とはどのようなものですか。また、マンション等の集合住宅の自治会が集合住宅の周辺で見守り活動を行っている場合、出入口付近から公道に向けて設置する防犯カメラは対象となりますか。

本制度でいう防犯活動とは、通学路での登下校時のこどもの見守りや夜間パトロール等を町内会等の自主的な取組として行っている活動です。

補助対象団体は、これらの活動を行っている町内会・自治会、連合町内会、防犯組合、防犯組合連合会、地区（学区）社会福祉協議会、商店街等、ひろしまLMOであり、マンション等の集合住宅の自治会も対象となります。

町内会等の会員が行っている防犯活動は、人員の配置や活動範囲が広範囲にわたることなどから、全てに警戒の目が行き届かないことや複数回同一場所を見守ることが困難であるなどの問題を抱えています。

このため、本制度では、こういった問題点を、防犯カメラを設置することで補うことを目的として、町内会等が合意の上、設置しようとする場合に補助金を交付し、自主的な防犯活動を支援します。

補助対象団体である防犯活動を行っている町内会等が、施設管理目的ではなく、マンション等の集合住宅の周辺道路（不特定多数が往来する道路）を警戒する目的で設置する防犯カメラについては補助対象ですが、敷地内（往来する人が限定される場所）を警戒する目的で設置する防犯カメラについては公共性が低いことから補助対象とはなりません。

Q 1 3 ダミーカメラは対象となりますか？

対象となりません。

Q 1 4 不法投棄の監視や施設管理を目的とするカメラも対象となりますか？

本制度は、不審者や街頭犯罪を抑止することを目的とした、こどもの見守り活動や防犯パトロールなどの防犯活動を補完するためのものです。そのため、不法投棄の監視や施設管理（建物の出入口の監視や個人宅・施設等の敷地が撮影範囲の主となっているなど）を目的とした監視カメラは基本的には対象となりません。

Q 1 5 防犯カメラ等の修理や買替えは補助の対象となりますか？

修理は維持管理経費となるため、対象となりません。買替えは、設置から6年を経過していれば新設扱いとして対象となる場合があります。市民局市民安全推進課又は各区役所地域起こし推進課まで御相談ください。

Q 1 6 防犯カメラと録画機器の設置台数が異なる場合や複数台設置の場合、補助金の計算はどうなりますか？

防犯カメラの補助金の上限額は、防犯カメラ1台につき30万円となりますので、1台ごとに補助金の額を計算します。

例えば、録画機器1台を防犯カメラ3台で使用する場合は、録画機器の経費は防犯カメラの台数（3台）で均等に割り振って、防犯カメラ1台の補助対象経費を計算していただくこととなります。

	1台目	2台目	3台目	合計
機器購入費	300,000	330,000	370,000	1,000,000
設置工事費	40,000	60,000	100,000	200,000
表示看板設置費	5,000	5,000	5,000	15,000
合計	345,000	395,000	475,000	1,215,000
補助金額	$345,000 \times 75\% =$ <u>258,750</u> → <u>258,000</u>	$395,000 \times 75\% =$ <u>296,250</u> → <u>296,000</u>	$475,000 \times 75\% =$ <u>356,250</u> → <u>356,000</u> →上限 <u>300,000</u>	$258,000 + 296,000$ $+ 300,000 =$ <u>854,000</u>

Q 1 7 なぜ、パーソナルコンピュータとモニターは補助対象外なのですか？

パーソナルコンピュータについては、防犯カメラ設置のために必ず必要な機器ではないこと及び防犯カメラ設置以外の用途で使用されるおそれがあることから、補助対象外としています。

モニターについては、モニターを設置することにより、撮影した画像の常時監視につながり、個人のプライバシーを侵害するおそれがあることから、補助対象外としています。

Q 18 事前協議申請時には、2者以上から取得した見積書の提出が必要となっていますが、1者からしか取得できない場合は申請できませんか。

防犯カメラの設置工事を適正価格で行っていただく観点から、2者以上から取得した見積書【様式第3号】（機器の仕様が同程度であるもの）の提出が必要となります。

ただし、1者からしか見積書を取得できない場合は、事前協議申請時に理由書を提出していただき、その理由がやむを得ないものであれば、1者の見積書のみで申請を受け付けます。

過去に防犯カメラの設置をお願いした業者に今回もお願いしたい、町内会等の地区内にある業者をお願いしたい、事前協議申請書の提出期限が迫っているなどは、2者以上の見積書を提出できないやむを得ない理由とは認められません。

なお、中国電力柱への設置については、現時点では、1者しか設置工事を行うことができないため、防犯カメラの設置場所や防犯カメラの設置・維持管理に係る費用などに関して、慎重に検討していただいた上で、本市の定める「2者以上の見積書を提出できない理由書」を提出していただく場合に限り、1者の見積書で申請を受け付けます。

Q 19 事前協議申請時には、2者以上から取得した見積書（機器の仕様が同程度であるもの）の提出が必要となっていますが、機器の仕様（性能）に多少の差がある場合、どの程度までであれば同程度と判断されますか。

性能の差が2割程度までであれば、機器の仕様が同程度であると判断します。

例えば、「A社」から有効画素数が500万画素、録画可能時間が10日間の機種を選定した見積書を取得し、「B社」から有効画素数が400万画素～600万画素程度、録画可能時間が8～12日間程度の機種を選定した見積書を取得した場合は、機器の仕様が同程度であると判断します。

なお、見積書の補足資料に記載している「有効画素数」等の全ての区分（「作動時間等」及び「記録媒体」を除く。）において性能の差が2割程度までである必要があり、これを満たさない場合は、見積書を再提出していただく場合があります。

Q 20 補助対象団体の「商店街等」について、どのような団体が対象となりますか。

- 商店街振興組合又は商店街振興組合連合会
- 事業協同組合、協同組合連合会、商工組合又は商工組合連合会
- 中小商業者を主たる構成員とする任意の商店会等で、規約等に代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができる団体（ただし、原則として10人以上で構成され、1年以上事業活動を継続しているものに限り。）

Q 21 事業の収支予算書等に記入する自己資金とは、どのようなものを指しますか。

団体員から徴収する会費や寄付金などを指します。

なお、他の補助金等（市から交付された補助金やひろしまLMOに対する助成金など）を自己資金に充当することはできません。